調布市、日野市、狛江市、多摩市、稲城市成年後見制度利用促進基本計画(素案)に対するパブリック・コメントの実施結果

【パブリック・コメント手続の実施概要】

- 1 意見募集の概要
- (1) 意見の募集期間 令和元年12月5日(木)~令和2年1月6日(月)
- (2) 周知方法 令和元年12月5日号市報及び市ホームページ
- (3) 資料の閲覧場所 市役所3階福祉総務課、公文書資料室、神代出張所、みんなの広場(たづくり11階)、各図書館・各公民館・各地域福祉センター(染地・富士見除く)、市民活動支援センター(市民プラザあくろす2階)、総合福祉センター、教育会館1階
- (4) 意見の提出方法 氏名,住所,御意見を記入し,直接又は郵送,FAX,Eメールで市役所福祉総務課まで提出

※資料の閲覧場所に設置する意見提出箱への提出も可

- 2 意見募集の結果概要
- (1) 意見提出件数:24件(6人)

<提出意見の内訳>

(2) 意見の概要と意見に対する市の考え方 別紙のとおり

【意見の概要と意見に対する市の考え方】

計画全般

項目	No	御意見の概要 市の考え方
利用促進の議論の進め方	1	この議論の前に成年後見制度利用促進法の目的と趣旨を確認します。 成年後見制度の利用の促進に関する法律 (目的)第一条、(基本理念)、第三条2項 地方公共団体の責務>第五条があります。 す。これを分かり易く簡潔に要約した報道がありましたので、記載致します。 2016.3、23、3、24 朝日新聞夕刊、朝刊紙面拠り ・
市民後見人の育成と活用について	2	懸念があります。 複数の市から【単独市で市民後見人を養成するのは、費用効果、労力の衝から大変。市民後見人の養成は、構成ら市共同で取り組むメリットがあるのではないか】とありますが、利用促進法の本旨を忘れた議論であり、市民後見人が不足し、他市場者の支援を求めざるを保付ない目的体は、市民に向けて、早息に権利機種と対する理解と協力を得るための習み、啓発にご努力頂きたい。旧野市・稲城市自前で市民後見人を表現する意志や方針がなければ、市民の人権と議の解放・報本できることのデメリットの方が大き過ぎます。下表は某自治体センターと多解育部後見センターの人し、職員数・市民後見人・受任者数等の対比を示します。受任者数=法人後見・市民後見人・受任者数等の対比を示します。受任者数=法人後見・市民後見人・受任者数等の対比を示します。受任者数=法人後見・市民後見人・受任者数等の対比を示します。受任者数=法人後見・市民後見人・登録者数・受任者数・不は、イム・イー・1860年で、1

項目	No	御意見の概要	市の考え方
		・受任者数(=被後見人等数)が極端に少ない。首長申し立て(法人後見・市民後見)要件が厳しいことに起因か? 今後に向けた利用促進の議論には、現状を基点としてどれだけ進歩しているのか、 数値目標とそのフォローアップ管理(検証)が担保されなければ、机上の空論に陥る懸 念があります。まずは、実績評価の基準づくりが大事で、仕組みとして、現行の成 年後見制度利用促進策定委員会による向こう3年間のフォローアップ(検証)委員会の 設置を求めます。	
権利擁護の総合化	3	権利擁護事業(=地域福祉権利擁護事業)と成年後見制度事業は、本来不可分であるべきです。成年後見センターが自治体毎に各地に設置されております。その普及は各地の社会福祉協議会を設立母体に発展しているわけですが、地権事業と成年後見事業は、各自治体単独の社協と後見センターで運営されております。私が経験した市民後見人の養成所修には、初期段階で地権事業の生活支援員としての2年間の実務により、障害理解と対人援助技術を学びました。市民後見人になれた私の僅かな体験ですが、福祉職でない一般人が、いきなり成年後見人所修・即受任に至るのは、ハードルが高すぎると思います。又、地権事業の利用者が障害の悪化に伴い、成年後見制度へのスムーズな移行にも対処できるなどのメリットもあります。市民後見人のすそ野を広げ、後見制度の利用促進を図るためには、地権事業と成年後見制度事業を一体的・総合的に連携・運営できる事業の総合化が適切と考えます。	「地域福祉権利擁護事業」と「成年後見制度」との連携により成年後見制度の適切な運用を図って参ります。
親族後見と法人後見の利用者拡大の取組み	4	ば、親族だけの制度利用はとても無理です。後見事務が不十分なため、予期せず専門職との複数後見に至った場合、生涯、経済的な困難も抱えざるを得なくなる。現在は存在していないサポート制度=行政の中に「親族後見監督人」に相当するサポート体制を作る(初期の一定期間だけでも)ことによって市民の理解が得られやすく、親族後見の場合は、障害者が福祉行政の下で、福祉サービスを受けるために福祉施設を利用する方たちのため、特に必要と考えます。障害があることによって収入	親族後見人については、様々な相談業務や問い合わせへの対応を行う中で支援ニーズを把握し、「チーム」支援の一環として、必要に応じて、親族後見人に対するモニタリング・バックアップできる体制整備に向けた取組みを検討します。 法人後見は、障害者にとって重要なものと考えています。今後も生活の状況により必要な障害者が利用できるように、普及啓発を図ります。また、市長申立てについては、障害者の状況をよく確認し、申立ては誰が行うか、成年後見人として誰が最適か組織として多角的に検討する中で、適切な支援を実施して参ります。
構成5市と多摩南部後見センターの人事交流 の推進	5	取り組みが成ったとしても,実際に業務に携わるのは,現場の関係機関職員や市民 後見人など仕組みづくりに直接タッチしていない方々です。結果を出す,出さない	計画策定に当たっては、現場の関係職員等にもヒアリング調査を実施し、意見の集約等に努めました。 の集約等に努めました。 今後も、一次相談窓口における相談支援や申立て支援等の充実に努めていくと ともに、この計画の取組等を通じて、関係機関とのより顔の見える関係を築いて いく中で、権利擁護支援のネットワークの構築に取り組んで参ります。

項目	No	御意見の概要	市の考え方
成年後見制度利用促進策定委員会委員と関係 者の皆様への要望	6	後見制度を利用する方々にとって使いやすく、しかも安心して利用できる制度にして頂くことがなによりも大切です。そのためには、自治体毎に、相談窓口が主体的に実際に利用される方々のあっていることに寄り添い、利用を検討される方々の希望・意見等をもしっかりヒアリングして頂きたい。自治体の相談窓口が主となり、その上で、多摩南部成年後見センター、その他の関係機関がどのように連携すべきか、具体的な制度利用に反映させて頂きたい。繰り返しになってはしまいますが、最も大事なことは、利用者や当事者の方々の目線に立ち、そして、抽象論にならず、後見制度の利用促進の具体策をご提案頂きたい。	地域の実情を踏まえて、多摩南部成年後見センターをはじめとした福祉等の関係機関と連携を進めていくことで、適切な成年後見制度の運用を図るとともに、支援等の充実に努めて参ります。
その他	7	市民後見人として貢献をした立場からコメントします。 1 安易に現状のまま市民後見人を増やすとしないこと2 多摩南部後見センターの解体 これが、利用者(被後見人 後見人・家族)が利益を感じられる制度になると思います 理由を以下に記します 今のままの制度では、公的機関の市民後見人の善意の搾取にしかなりません。 人のためになりたいという気持ちを利用してるとしか思えません。 後見人不足に市民後見人を増やす。。と安易に書かれてます。 ただ働きの善意を搾取したいとしか思えません。 実態が理解さえてないと感じます 1 後見人候補者になると。市長申し立て案件を多摩南部の紹介で。。のはずなのに。申し立てに必要な住民票や戸籍抄本取得費用や、事前に被後見人候補者への面会の交通費も市民後見人候補者の負担です。市外の青梅でしたので、交通費だけで往復2千円もかかります。受任前ということで、候補者負担。。一市民の負担させてる現状はおかしいと思います。 2 責任は専門職と同じなのに、報酬もほとんどない。私の場合、被後見人が、救急搬送、療養型に転院、、特養の退所などなどの手続き、そして、危篤期間が1年にも及び、その期間早朝深夜も病院などからの電話がかかり、ストレスは自身の健康を脅かしました。実際に脳腫瘍が大きく成長した1年でしたまた。お子さんが無くなり、その相談しても、気しただが、いくら相談しても、この間、多摩南部後見センターが監督人ではありましたが、いくら相談しても、監督人は実際に後見をする立場にないとのことで、一切のサポートはありませんでした。何を聞いても「後見人の判断で。」」と回答されるのみでした。 そして、報酬は、監督人も請求し、何もしないと思われるのに監督報酬があり、実務をする市民後見人の報酬はわずかです。センターは自治体の補助金で運営されているのに。 そして、生活保護の方の後見をし、ストレスで健康を害したにもかかわらず、20年近く生活保護を受給した、被後見人の残りの預金は、親の面倒を放棄した親族である子供に引き渡す。残った預金は生活保護のお金です。	人口減少の中での高齢化の進行に伴い、認知症高齢者を中心に判断能力に不安を感じる後期高齢者の増加や単身世帯化が見込まれています。このような現状において、成年後見制度の趣旨と内容を理解し、後見業務に熱意を有する市民後見人は、後見業務の担い手として大変重要であると認識しております。 一方、多摩南部成年後見センターは15年余にわたり、親族などの身寄りのない方や低所得の方等の成年後見制度利用の担い手として法人後見を実施している実績があります。今後も、高齢化学によるニーズの増加が見込まれており、法人後見の担い手として必要な組織であると認識しております。そのため、この計画の取組み等を通じて、今後の地域における中核機関機能の在り方について検討するとともに、多摩南部成年後見センター及びその構成5市をはじめとして関係機関等とも緊密に連携することにより、市民後見人の制度について、適切な周知・運用を図って参ります。

項目	No	御意見の概要	市の考え方
		2年半、後見人報酬として家裁が決定した総額より多い額が相続人にわたるのは、結局、親の面倒などを放棄したものが得をする、フリーライダーを増やすことにしかならない。生活保護の重要性、セーフティネットの意義はわかるが、被後見人が死去し、葬儀を終え、(葬儀の事前予約や見積もり、搬送の手配、日程調整。。当日の執行なども後見人が行いますね。法的には亡くなったら後見人ではなうなるのですが、放置はできません)後見報酬などが確定した後は、生活保護費の残りは親族に相続させるのではなく、自治体に全額返納が筋だと思う。住民税などが原資の生活保護である趣旨からいって死後に何もしなかった親族が手にする制度はおかってる住民として、自治体に全額返還すべきと思う。住民税を払ってる住民としてこの実態を知ったら納得しないと思う。親族は同じ自治体に住んでいるとは限らなわけで、何もしない親族が、他自治体の住民の住民税をただで手にすることは変です。事門的知識もない方々が、自治体本の住民の住民税をただで手にすることは変です。専門的知識もない方々が、自治体からの天下りをし、また職員の能力にも疑問がある。市民後見人からの質問にも、まともにサポートできないし、事務能力に疑問がある職員もいる。センターの所長とか副所長が、平気でこれから勉強しますなどと言ってしまうんですから。。おかしな話です。今は必須の能力と言えるPCなどの操作活用の能力も問題があり市民後見人からの提案にも、「わからないので今まで通りで」とか「わからないですから」と業務の効率化のスキルアップにも後ろ向きです。新たなことを学習しようとスキルアップをしようという、意欲すらないのです。そして、まるで清書機のような不毛の作業を市民後見人に強要し、その費用は被後見人んさんの預金から出すことになる。用紙代、コピー代金など関連費用です。被後見人さんの不利益であり、市民後見人は徒労になる非効率な事務作業に追われる(家裁は求めていない書類の作成の強要含む)多摩南部後見センターは組織を解体し自治体に市民後見の部署を設けることが大事。	

項目	No	御意見の概要	市の考え方
		多摩南部後見センターがある限り、二度と受任しないという市民後見人が結構いる現状にも目を向けていただきたい。 多摩南部に出す補助金は市民後見人へ直接報酬補助として還元していただきたい。また、後見事務終了後の書類についても、市民後見人の場合、自宅というライベートスペースに保管を強要される。専門職後見人、多摩南部後見センターにも言ったが、個人の生活空間を侵害しない。その事をセンターにも言ったが、個人宅のスペース侵害することの苦痛に、想像力を持たず、共感も改命的な欠陥である。この辺が福祉を目的とする組織として致命的な欠陥である。この辺が福祉を目的とする組織として致命的な欠陥である。この辺も、野中の一軒家でない、住宅費の高い都内の住宅事情を考えても市民後見人になったら善意だけでなく生活空間すら侵害されることを理解いただき、何人になったら善意だけでなく生活空間すら後見に必要な電話代は領収書がないからと、多摩南部後見センターは当れると説明された。しかし、親族などは近くにいるとは限らず、私の場合も関を正できる制御があるのだから、親族などは近くにいるとは限らず、私の場合も関をいう理不尽。こからの電話代は膨大になった。しかしそれも自腹という理不尽。こからも関係を理解してないたまできる人と増やせばいいという素案は、いかにも現場を理解してないがらるを得ない。善意も、個人の資産まで持ち出して当然という市民後見制度は、維持できる制度ではなく、持続性はない。そして、基幹組織と位置付けてある後見センター電話とし、その市民後見人の痛みに全く無頓着であることから、市民後見人の電か後見を多摩南部後見センターで養成しても、定着は難しいと思う。から、市民後見人を多摩南部後見センターで養成しても、定着は難しいと思う。こういう状況で市民後見人を多摩南部後見センターで養成しても、定着は発見であることから、市民後見人の皆労痛ると、シターのコーディを与して、市民後見の後見監督人は多摩南部後見センターのコーディをクロして、市民後見の後見監督人は切り離すべき。そのの異解としても疑問が多い法人であると思う。	

項目	No	御意見の概要	市の考え方
		安易に、市民後見人を増やす政策でも瓦解するのは目に見えてます。これからの超 高齢化のじだい、担い手も高齢化します。実際死亡までの受任は高齢者には負担だ し緊急の呼び出しにも即応するのは難しいと思われるので、市民後見人のなりては 減る傾向を示すと思う。	
		社会保障が自己負担が揚がる中、市民後見などボランティアできる人材自体が減るし、今の体制では燃え尽きるか、もしくはこの体制では無理と離れていくばかりです。養成で増やす数より、やめる数が増えて、実数は需要を賄えないでしょう。 私自身、もう多摩南部とはかかわらないのなら市民後見もあるかと思ってもいますが、現素案でも多摩南部を維持させる方向なので、市民後見はこういいかなと思ってます。	
		になっ。 では多摩南部で受けたとしても、監督人はセンターでないなど、自由度のある後 見人選定をする制度にしてほしい。 せめて、最低賃金法くらいの報酬を出さなければ、難しいでしょう。 現状、その事務作業量から言えば、家裁が決定する報酬は時給1円くらいです。自 治体の方が、その報酬では働かないでしょう。それを市民後見人におっつけるのは あり得ないことと思います多摩南部は、職員は報酬決定で生保の被後見人から取ら	
		なくても、自治体の補助金で、十分すぎる給料を得ているのです。 安手に使えるボランティアに市民後見人を位置付けないでほしい。 そして、ケースワーカーの質の向上も求めます。 私が調布市から受任した案件では、すでに3月に特養に入所していて、8月に受任が 決定したのに、8月でまだ、電気ガス電話代が口座から引かれてました。停止措置 をされてなかったのです。水道だけは生活保護減免があったのか停止手続きが取ら	
		れてました。 ケースワーカーに事情を聞きに行ったところ「大家が止めてなかったのかなあ。任 せたのに」でした。賃貸であれ持ち家であれ公共料金の開始停止は住んでる人が行 うのが当たり前のはす。 ですがそんな常識は通用しない感じでした。 なので、特養に入ってからの電気やガス電話の基本料金は生活保護受給の被後見人 さんの口座から天引きされたままでした。この費用があれば被後見人さんのお楽し	
		みに使えたのにと思うのに。。	

項目 No No	御意見の概要	市の考え方
談で話していた。 では、	求めたい、瑕疵の責任をと後見人は思い、監督人である多摩南部に相ば何鳴と思える対応で、市に保証を求めることはセンターの総意としい。と言われました。 市民後見人に圧力をかけます。 百書あって一利 間が後見センターは調布市の天下り組織になってますだから言わなきゃも 1 記体が責任をもって対処してほしい。多摩南部の解体を強く求めます 1 センターは、監督人として書類を求めるのに、後見事務の内容などおい対応が多すぎまって対処してほしい。多摩南部の解体を強く求めます 1 センターは、監督人として書類を求めるのに、後見事務の内容などおい対応が多すぎまか。 2 さんも、東現は無理かと思い、でも、なにか、今までの部方としてってきたした。 実現は無理かと思い、でも、なにか、今までの部方としてつきたい方に、実現は無理かと思い、でも、なにか、今までの部方としてできまいの契約をすればその方に墓夢りを連れて行かり読んで理解していれ 1 1 2 2 2 3 2 3 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	

項目	No	御意見の概要	市の考え方
その他	8	利用者がメリットを実感できる成年後見制度の利用者の定義が難しいのかなとも思います。 高齢者障害者、またその家族は、利用者として、自治体含めそれぞれの団体なども定義してる気がしてます。でも、担い手の後見人そして、手弁当の市民後見人がこれをやって、人のためになってるとメリットを感じられる制度にはなってないのかなと感じちゃいます。 利用者が援助を受ける側だけじゃなく、担い手のほうも利用者として、やって良かった、自分の時間をボランティアとして活動して悔いなしの制度って制度が継続していくうえで、大事なことかなと思います。 やはり人の死を見守り、看取って、葬儀までするというのは、かなりな心的負担ダメージを負うような気がします。(私自身が腫瘍の拡大を招き、後見を終えた後、拡大が止まりました。ストレスが原因ではと医師にはたら後はお任せの自治体が多いなと感じてます。そこのケア、心的ケアも「利用者がメリットを感じられる」にこれを入れることはできないのかなと感じます。 研修を受けた団体だけしゃなく、フレキシブルに受任できる制度なら、また複数でしれる入れることはできないのかなと感じます。 研修を受けた団体だけしゃなく、フレキシブルに受任できるまた私生活と高立しなすい制度がなとも思いますね。個人の生活との両立ってしまうので、そこは市民後見、が受任を躊躇する一因かもしれません。専門職や、事労所な、ひとりなので、全部背負ってしまって、個人の気分転換の旅行や舞台鑑賞などもチケットが高いのに、犠牲にしてという事態も生じか、市民後見人を増やしたいのなら、個人に丸投げではなく、ある程度のサボート、市フレキシブルな制度にする必要があると思います。	市民後見人については、この計画の取組等を通じて、多摩南部成年後見センター及びその構成5市をはじめとして関係機関等とも緊密に連携することにより、市民後見人の制度について、適切な周知・運用を図って参ります。

項目	No	御意見の概要	市の考え方
5市で協働していく意味について		であっただろうと思います。 ですが、現在、こうして素案を読んでも、「なぜ、この5市で協働して進めるのか?」という根本に関する疑問が解けません。何事にも広域連携が必要な場合はあると思いますが、障害福祉分野で他市との協働で思い浮かぶのは、府中市、三鷹市	この計画は、多摩南部成年後見センターを活用した15年余に及ぶ協働の実績を生かしながら、成年後見制度利用促進に資する体制整備を協働して進めていくことを目指して、広域による共通の目標をまます。ただし、成年後見制度利用促進に向け各市の実情に応じた段階的・計画的な整備の推進を図るためには、この共通計画と各市の福祉計画や取組み等の連携が重要です。そのため、5市で時期を見極めたうえで、各市の福祉関連計画・単体計画と一体的に策定するものとなります。各市で策定する部分は、各市の状況に合った内容で計画を策定いたします。

項目	No	御意見の概要	市の考え方
重度の知的障害がある人への支援について	10	成年後見制度の学習会に参加したときに感じたことは、本人が言葉で意思表示できない重度の知的障害者にとって、本人の意思をくみとってよりよい支援につない、おさっぱな言い方になりますが、「本人にとってはメリットを感じられないのに、おざっぱな言い方になりますが、「本人にとってはメリットを感じられないのに、金銭管理のためにだけ成年後見人をおかないとならず、豊間と費用だけはかなりとられる」という、よくない印象かならず、意思決定支援・身上保護も重視した適切な後見人等の選任・交代」が盛り込まれたことは、一歩前進です。素案にも「意思決定支援」に言及があることはよいったです。 国の基本計画で、「財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護も重視した適切な後見人等の選任・交代」が盛り込まれたことは、一歩前進です。素案にも「意思決定支援」に言及があることはよりです。。その意思をくみとるには、何回か会ったとして言及があることは知的障害者の場合でいえば、親以外で、現在、娘の意思をいちばん汲み取れるのは、通所先の職員です。長い時間をかけて日常的な親身なかかわりの中で、娘も職員を信頼し、意思疎通も可能になっていくと感じまでの娘を託せる後見人が見つかるのか、とても不安です。一度選任がかけていた感じあなずらないことも多いとは思いますが、各市でできることは進めて日にかいた場別の時害者の支援ができる後見人の育成をぜひお願いしたいです。障害者の対したいです。後見人の育成をぜひお願いしたいです。障害者の方にしていただきるのでは、後見大の交代も可能になるようにしていただきるのでは、後見人の交代も可能になるよりにしていたが思います。「基本目標2本人意思を尊重した切れ目のない相談支援を行関わったいる人たちと連携して、お互い信頼関係を結んで、本人の意思決定支援をしてよりがよります。「基本目標2本人意思を尊重した切れ目のない相談支援の充実」は、ぜひ力を入れて具体化していただきたにです。で言と対してほしいことは、いろいろな内容がまざりあっていますし、整理されていないことも多いので、総合のフォースワーカーが機能していますし、整理されていないことも多いので、総合はフォースワーカーが機能していただきたいです。障害分野では、相談支援専門員やケースワーカーが機能でいていただきたいです。産害分野では、相談支援専門員やケースワーカーが機能でいないがと思います。	今後、センターと協働して、国、東京都等の動向を見据えながら、成年後見制度利用促進法の目的を踏まえた意思決定支援について議論と認識を深めていくことが重要であると考えますので、先進的な取組等を参考にした、意思決定支援の在り方について検討してまいります。
親族後見人への支援について	11	親族後見人となった場合、一人で悩むことがないよう、実務を教えてくれたり、悩みや不安を聞いてアドバイスしてくれる場があったり、同じような立場の方と情報交換や交流する場をぜひほしいと思います。	親族後見人については、様々な相談業務や問い合わせへの対応を行う中で、親族後見人の支援ニーズを把握し、チーム支援の一環として、必要に応じて、親族後見人に対するモニタリング・バックアップできる体制整備に向けた取組を検討します。
費用について	12	成年後見の費用についても心配です。月2~3万円かかると聞いています。親亡きあと、本人の収入は障害年金と手当だけで生活はギリギリです。後見人に仕事に見合う適正な報酬を払うことと、本人が支払える金額は大きなギャップがあります。根本的には国の支援を整えてほしいと思いますが、市でも成年後見の利用料補助制度をぜひお願いしたいです。	報酬助成制度を含めた成年後見制度のより効果的な運用の在り方について、多 摩南部成年後見センターによる法人後見人等のこれまでの実績等を踏まえて、こ の計画の取組み等を通して、総合的に検討して参ります。

項目	No	御意見の概要	市の考え方
総論	13	・ 要約的に結論付けると、非常に出来の悪い計画である。 コンサルタントに丸投げかもしれないが、中身が多くないにもかかわらず、わかりにくくして、55ページの大作にしている。国の基本計画にならったところも見受けられるが、よろしくないものまでお上をならうことはない。とにかく、一般市民が素直に読んで理解できない、使えないシロモノである。多摩市のパブリック・コメントにつけられている、概要版 http://www.city.tama.lg.jp/cmsfiles/contents/OOOOOO9/9810/seinengaiyou.pdf (本意見に添付)の方が簡潔明瞭で優れていて、それを基本計画にして、この55ページものは、付録(一部の専門家用の資料)にしたほうがよい。この素案が、他の4市(日野市、狛江市、多摩市、稲城市)との共同作品であることに、あきれる。 なお、3市(日野市、狛江市、多摩市)は、「地域福祉計画等と一体的に作成」とあるが、その内容がわからないが、スリム化したものにするのなら、それは賢明である。 ・ 調布市の意見募集に、多摩市のパブリック・コメントにつけられている概要版がついていないが、それは、多摩市が独自に作成したものか?・ 一般社団法人多摩南部成年後見センターは適切な運営がされるべきである。 ・ 少子高齢化が進み、高齢者が肉体的者化だけでなく、親知症なども進行し、健康で文化的な最低限の生活だけでなく、その基礎となる財産管理もできなくなる状況は深刻であり、その対策は必要である。 その前半(生活)については、地域福祉計画等でカバーされているはずであり、それと一体的に作成する意味がある。 その後半(費用)については、主として財産管理が目的で成年後見人制度が設けられているはずだが、金銭が絡むので、欲深い性をもった人間であるがゆえに、近親者や成年後見人による横領などの犯罪も生まれる。 お金のあるところに商機も生まれるので、信託などによる適切なる管理や保険も必要かもしれない。 邪悪な人間による介護よりもまともなブログラミングのA 「介護ロボットのほうが安全かもしれない。	計画策定においては、5市とセンターとの策定検討会のほか、有識者や関係団体の代表者等の策定委員会(外部委員会)での議論を踏まえて検討しました。今後、この計画の取組を通じて、権利擁護支援や成年後見制度について、市民や利用者等への啓発や広報活動に努めるとともに、センターを活用した15年余に及ぶ協働の実績を活かしながら、成年後見制度利用促進に資する体制整備を協働して進めていくことを目指して参ります。 なお、多摩市のパブリック・コメントにつけられている概要版は、多摩市が独自に作成したものですが、各市でそれぞれ概要版を作成する予定です。

はじめに

項目	No	御意見の概要	市の考え方
1ページ	14	①6行目 利用促進法 ⇒ 3ページで略称名の説明があるが、この基本計画中で最初でもあるので正式名称で記載すべきではないか。 「成年後見制度の利用促進に関する法律」 ②7行目 国基本計画 ⇒ 正式名称を着さすべきでは	①「成年後見制度の利用促進に関する法律」に修正いたします。 ②「成年後見制度利用促進基本計画」に修正いたします。
2ページ	14	③ 7行目 広域と各市町村とで一体的な計画を策定することの意義としては、次のことを期待しています。 ⇒ 広域 (5市構成とした行政の考え、説明としてはすこぶる希薄な設営ではないか。行政の判断はどのような理由であったのか明記してはどうか。 ④ 1 1行目 広域で取り組むことがより効果的と思われることの洗い出しが進み、将来に向けた5市とセンターの役割がより実効性の高いものになる。 ⇒ 市民にとって身近な権利擁護の組織は各市であるのは明白。でも広域でセンターを作っている。理由となりますか。 ⑤ 1 2行目 ⇒ 各市で対応したほうが身近であり、効率的ではないか。説明としては成り立たないのでは。	③④⑤この計画は、多摩南部成年後見センターを活用した15年余に及ぶ協働の実績を生かしながら、同地域における成年後見制度利用促進に資する体制整備を協働して進めていくことを目指して、広域による共通の目標をまとめ、共通計画として策定しています。ただし、成年後見制度利用促進に向け各市の実情に応じた段階的・計画的な整備の推進を図るため、5市で時期を見極めたうえで、共通計画を踏まえて、各市の福祉関連計画・単体計画と一体的に策定するものとなります。各市で策定する部分は、各市の状況に合った内容で計画を策定いたします。

第1章 計画策定の背景と前提

カ1年 可画水足の自泉と前提	N.I.	你去只办师车	****
項目	No	御意見の概要	市の考え方
11ページ	15		①国基本計画において、利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善として 「財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護も重視した適切な後見人等の選任・交代」「本人の置かれた生活状況等を踏まえた診断内容について記載できる 診断書の在り方の検討」がポイントとして明記されており、当計画においても、 その趣旨を踏まえて「メリット」と表現しております。
14ページ		①下から2行目 一つといえ	①「一つで」に変更いたします。
		⇒ -⊃で	②「向け」に変更いたします。
	16	②下から1行目 向けて ⇒ 向け	
項目	No	御意見の概要	市の考え方
15ページ	17	③6行目 メリット ⇒メリットという表現が妥当か。P9の18行目で「前述の地域共生社会づくりに向けた権利擁護支援の手段の一つ」と明記しており、それは当然の権利行使の実現で、新たな利益の付加としてあるものではない。	③国の動向の説明部分のため、国基本計画で使われている「メリット」という用語を使用しています。

第2章 広域による共通計画策定の目的と位置付け

項目	No	御意見の概要	市の考え方
19ページ	17	①10行目 福祉的な配慮に基づく成後見事務の提供を主業務とする法人としてセンターに設置し ⇒多摩南部は低所得で後見が利用できず、権利行使ができない方の権利行使を可能 とするために設立されたのではないか。P25にはそのように書かれているが、設置 理由はどちらなのか。	①低所得で後見が利用できず、権利行使ができない方の権利行使を可能とすることも「福祉的な配慮」に含まれると考えております。

第3章 成年後見制度利用を取り巻く東京都及び5市の状況と検討の方向

項目	No	御意見の概要	市の考え方
25ページ	18	①5行目 5市では、主に契約能力や判断が低下している方の権利擁護をどのよう 進めていくのかという共通の課題がありました。 ⇒権利擁護が目的ですよね。 ②最下段 (市長申立て件数の動向) ⇒ 5市の市長申立て件数だけを見ると、微増傾向?で、今後の高齢化社会にむけ 増加が予想される。そのため、予算化、後見を担う人員の確保等総合的な体制作り が課題です。	①権利擁護が目的です。 ②ご意見につきましては、今後の取組みの参考とさせていただきます。
30ページ		①9行目 現状では、5市とセンターの直接的なやりが不十分であった点が否めず、今後、5市の相談窓口とセンター密な連携を図る必要がある(5市、センター)。 ⇒ 設立して16年経過していますが、不十分な関係がなぜあるのか? また、その対策が、P45「課題」三つ目の○にある「審議のあり方についての検証が必要」と考えているのか。なぜが明確でないので、対策として正しいのか判断できない。	①現在、一次相談窓口は5市各市の担当部署・相談機関が担い、二次相談窓口はセンターが担う役割分担となっていますが、今後は、権利擁護の地域連携ネットワークの構築を進めていくうえで、地域包括支援センターなど、地域の福祉関係者等とより一層の緊密な連携を図る必要があることから、その課題認識を示したものです。
31ページ	19	②3行目 現状では、センターの受任要件等の実際について、5市あるいは担当によって共通の理解となっていない点もみられ、見直しと合わせた周知徹底が望まれる。(5市、専門職団体) ⇒ 利用規定等の改定が提案されているが、マーカー部分の記載からすると、5市職員の中に、5市作成の利用規定を理解していないように思える。そのため、利用にあたってセンターとかみ合わない点が起きるのではないか。また、現行利用基準の理解が十分でないのであれば、改定論議が必要と判断できるのか疑問です。	②構成5市とセンターとの連携により、適切な制度利用と支援等に努めて参ります。
37ページ	20	①四角内16行目 として ⇒「として」が次にもあります。パートナーとしてセンターが実施するものです。 ではどうでしょうか。	①「パートナーとしてセンターが実施するものです。」へ変更いたします。
45ページ	21	①課題7行目 O5市からセンターによる法人後見を依頼す場合おけるセンター内での審議の在り方について検証が必要です。 ⇒ 課題の中に「センター内での審議のあり方について検証が必要」と指摘があるが、センター内の審議で違法・不当な審議があったのか。センターは案件が利用基準に合致するか、16年間の事例を加味して判断している。依頼案件に利用基準に合致しない場合等で追加調査を行ってほしいとお願いすることはある。検証が必要ないい加減な検討会は行っていないと考えている。5市は5年程度で職員が異動するため、センターの設立趣旨・利用基準を職員へ周知される努力をし、センター窓口であるコーディネーターと協議をすることが重要と思います。	特に「緊急性」の高い案件については、対象者の権利擁護を図るために、構成5市とセンターは速やかに綿密な摺合わせを行い、支援をしていくことが重要であると考えています。そのため、今後は、より支援を充実するため、これまでの実績と課題等を踏まえて「審議の在り方」について検討・検証することが重要であると考えています。

項目	No	御意見の概要	市の考え方	
49ページ	22	①課題 1行目 ○5市の一部の取組みの多くは ⇒ 「5市の中のある市における後見紹介の多くは」と理解するのでしょうか。 もしそうならもう少しわかりやすい文言はないでしょうか。	「5市の一部では、専門職団体等とのつながりの中で、団体や専門職個人。。。。。」に変更いたします。	
51ページ	20	①課題 1行目 Oセンターでは、5市への定期的な報告等を行うとともに、5市と養成方法等ついて協議していくことが求められます。 ⇒(市民後見人の養成について)5市への定期的な報告等を行うとともに、5市と養成方法等について協議していく・・・。 と期さされています。現在までこの点について協議がなかったかのように期さされています。定期的に開催する課長会、担当者連絡会で協議は行っているとはずですが。	ご意見のとおり、これまでも定期的に開催する課長会、担当者連絡会において 協議は行っているところですが、現状と課題の整理を踏まえて、よりよい養成方 法等について協議していくことが求められていることを示したものです。	
52ページ		①現状 9行目 困難事例については、法人による後見がより望ましいと考えられることから ⇒ この考え方をどこかで説明していたでしょうか。何故法人=センターによる後見が望ましいのでしょうか。センターの設立趣旨とも関係するので補記されることを望みます。	①以下のように修正いたします。 「複合課題や違法行為をした高齢者・障害者等で福祉的支援を必要とするケース 等の困難事例の場合、より組織的・継続的な対応が求められることから、そうし た対応が可能となる法人による後見等の受任が期待されています。 また、こうした必要性についてはすでにセンター内でも認識され、受任が行われ ています。」	
53ページ	24	②具体的取組み例 4行目 法人後見の担い手育成・活動支援 → 私の理解力に問題があるのかとは思いますが、新たな法人の設立なのかセンター職員の育成=増員なのか。後者であるように思いますが。 活動支援は何を指していますか。他の施策に特に記載がないように思えますが。	②法人後見を担うことができる,センター以外の法人後見実施機関の育成・支援 活動について検討することを想定しています。	
※御意見は、原則、いただいた原文を基に掲載しています。				